（監査権限限定組合の事例）

|  |
| --- |
| 監　査　報　告　書中小企業等協同組合法第40条第５項により、組合から受領した第○期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）を監査した。　なお、当組合の監事は、定款第○○条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。１　監査方法の概要　決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会い、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。２　監査結果の意見　(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況の全ての重要な点において適正に表示している。(2)剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。３　追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）令和○年○月○日　　　　　　○○○○組合　　　　　　　監　事　○○○○　　　　　　〃　　○○○○　　　　　 |

（作成上の留意事項）

①　「２　監査結果の意見」については、（1）～（2）の他、剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときはその旨を追加記載する。

②　「３　追記情報」は、決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。

③　監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。

④　署名又は記名押印は、監事全員とする。

⑤　協業組合、商工組合、商店街振興組合にあっては、「中小企業等協同組合法第40条第５項により」における記載を次のとおり書き換える。

　　　協業組合・・・　中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第３項において準用する

中小企業等協同組合法第40第５項により

商工組合・・・　中小企業団体の組織に関する法律第47条第２項において準用する中小

企業等協同組合法第40条第５項により

　　　商店街振興組合・・・　商店街振興組合法第53条第５項により